

# (仮称) あやめ池 学園南 九条の会 準備会 ニュース

つまり「どんな防衛力でも許容されるのではなく、軍備がある枠、ある限度をこえると、たとえば核武装をするとなると違憲になる」という結論が出てくることになりません。く略ししかし、こうした「運動場の柵」だという考え方は、運動場の柵の中にある限りは、何をしてもかまわないということになりません。つまり具体的には防衛力がある限度を超えない限りは、防衛力を漸増しようが、逆に漸減しようが、どっちでも構わない、それは現実の情勢で政府がどうにも決定できるわけです。く略し私は、第九条の規定には、それよりもう一步進めた思想的意味が含まれていると思うわけです。」

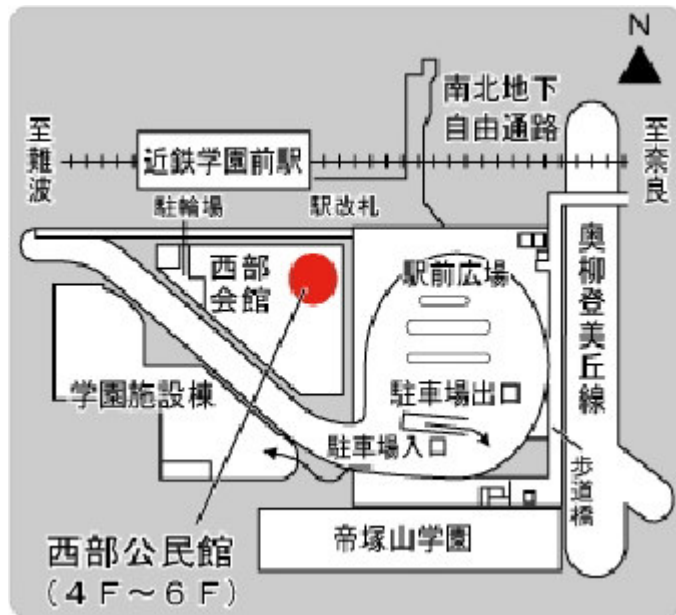
すなわち「第九条、あるいはこれと関連する前文の精神は政策決定の方向づけを示しているという事です。政策決定の方向性を現実には制約する規定である。く略し現実問題としてこれがどのような意味をもつかといえ、自衛隊が現にあるという事、その現にあるという事実をなんびとも否定することはできません。しかしこれをますます増強する方向に向うか、あるいはそれをできる限り漸減したり、あるいは平和的機能に転換させる方向に向うか、によって、現実には非常にちがって来ます。その場合における方向性を決定する現実的な規定として第九条というものが生きて来る。」

（丸山真男 一九六四年十一月例会の報告 『世界』憲法論文選1946〜2005より引用）

\*\*\*\*\*

「もう時代遅れの憲法」との論法がはやっていますが、この引用が、一九六四年の雑誌『世界』からであることから、現憲法への批判は、すでに随分と前に論議の尽くされたところでもあるのかな？

改憲論の論拠としていえることは、ことあたらしいのべているにすぎないのかな？とも思います。皆さんのご意見を求めます。



**6. 25 結成のつどい**  
 午後1時30分から西部公民館予定  
 講演 「ルソン島戦を語る」  
 足立 武男氏 (ルソン島戦体験者)  
 「憲法の心」  
 今 正秀氏 (奈良教育大学助教授)

講師 今 正秀氏  
 ++プロフィール++  
 1963年生まれ。神戸で育つ。広島大学文学部卒、同大学院で日本古代史を学ぶ。専門は平安時代史。1997年4月から奈良教育大学助教授。  
 奈良県平和委員会常任理事も勤める。奈良蟻の合唱団の団員。